

京都市告示第171号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年6月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
嵯峨緯320号線	右京区嵯峨広沢西裏町20番地の20地先から同町20番地の2地先まで	メートル 148.70	メートル 6.00 ~ 11.00
嵯峨緯321号線	右京区嵯峨広沢西裏町30番地の1地先内	13.00	6.00 ~ 11.70
松尾山田緯60号線	西京区山田猫塚町11番地の15地先から同町11番地の23地先まで	101.40	6.00 ~ 15.00
久我経100号線	伏見区久我森の宮町8番地の38地先から同町10番地の327地先まで	158.40	6.01 ~ 12.00
久我経101号線	伏見区久我石原町3番地の491地先から同町3番地の505地先まで	93.40	6.01 ~ 10.90
久我緯103号線	伏見区久我森の宮町9番地の123地先から同町10番地の247地先まで	89.90	6.01 ~ 13.00
深草経212号線	伏見区深草田谷町72番地の18地先から同町72番地の11地先まで	84.50	6.00 ~ 11.60

(建設局土木管理部道路明示課)